

2 建第 192 号  
令和 2 年 4 月 24 日

公益社団法人 愛媛県建築士会会長 様  
一般社団法人 愛媛県建築士事務所協会会長 様  
一般社団法人 愛媛県建設業協会会長 様  
一般社団法人 愛媛県中小建築業協会会長 様

土木部道路都市局建築住宅課  
建築住宅課長  
(公印省略)

建築基準法等に基づく申請手続き等における新型コロナウイルス  
感染症拡大防止対策について (お願い)

平素より建築行政の推進につきまして、格別の御協力を賜り感謝いたします。

令和 2 年 4 月 16 日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象区域が全国に拡大され、愛媛県も対象区域となりましたが、国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和 2 年 4 月 16 日変更)」において、緊急事態措置の期間中にも、社会基盤に係る事業については、最低限の事業継続が要請されているところです。

このことから、当県における建築基準法等に基づく各種申請等(建築確認申請や長期優良住宅の認定申請、その他各種届出等)の各機関への提出等のやり取りについて、別添の国土交通省の通知のとおり、郵送、電話、電子メールなどの対面以外の方法の活用を検討していただきますようお願いいたします。

なお、完了検査等を実施する場合において、やむを得ず接触の必要がある場合は、三つの密(密閉、密集、密接)の状況を避けるよう努めるなど、新型コロナウイルスの感染症拡大防止対策の適切な実施にご協力いただきますよう併せてお願いいたします。

貴協会におかれましては、貴会員に対してこの旨周知いただきますようお願いいたします。

土木部 道路都市局 建築住宅課  
建築指導係 浅野 (内 4523)・小沢 (内 4522)  
TEL : 089-912-2757 (係直通)

国住指第 4650 号  
令和 2 年 3 月 31 日

各都道府県 建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長



新型コロナウイルス感染症の予防に配慮した建築確認検査業務等の実施について

平素より建築行政の推進にご尽力を賜り、誠にありがとうございます。

日本国内における新型コロナウイルス感染症のさらなる拡大が懸念されていることを受け、感染予防のため、当分の間、建築確認検査業務等の実施にあたっては、下記の点に留意されるようお願いいたします。

貴職におかれましては、貴管内の特定行政庁、所管行政庁に対してこの旨周知いただきますようお願いいたします。

また、国土交通大臣指定又は地方整備局長指定の指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関に対しては、別添のとおり通知していますので、参考にお知らせいたします。

#### 記

建築確認検査業務等の実施にあたっては、電子申請又は郵送による申請の受付、電話等による情報の確認等を最大限活用するとともに、業務の効率的な実施、業務時における換気や咳エチケットの徹底を行う等、感染予防に最大限配慮すること。

以上

#### 【問合せ先】

国土交通省住宅局建築指導課 高木、矢吹  
TEL : 03-5253-8513

各指定確認検査機関（大臣指定）  
各指定構造計算適合性判定機関（大臣指定） } の長 殿  
各指定認定機関  
各指定性能評価機関

国土交通省住宅局建築指導課長

### 新型コロナウイルス感染症の予防に配慮した業務の実施について

平素より建築行政の推進にご尽力を賜り、誠にありがとうございます。

日本国内における新型コロナウイルス感染症のさらなる拡大が懸念されていることを受け、感染予防のため、当分の間、業務の実施にあたっては、下記の点に留意されるようお願いいたします。

なお、地方整備局長指定又は都道府県知事指定の指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関に対しても、この旨周知していることを申し添えます。

### 記

1. 業務の実施にあたっては、電子申請又は郵送による申請の受付、電話等による情報の確認等を最大限活用するとともに、業務の効率的な実施、業務時における換気や咳エチケットの徹底を行う等、感染予防に最大限配慮すること。  
なお、職員がテレワークを行う際には、関係書類の持出・保管について、各機関の定める各種規程に従い適切に行うとともに、私用メールを利用しないなど、情報管理には十分留意すること。
2. 相当数の職員の出勤が困難となったことにより、業務規程に定める緊急を要する場合として休業せざるを得なくなった場合には、各機関のホームページ等でその旨を周知するとともに、国土交通省担当宛てにメール等で報告すること。また、この際、申請者等からの電話等による問い合わせに適切に対応できる体制を整えること。

なお、業務規程において緊急時の際の業務時間・休日の取扱いを定めていない場合にあっても、同様の対応を取ることもやむを得ないものとして取り扱うが、なるべく速やかに業務規程の変更申請を行うこと。

以上

**【問合せ先】**

国土交通省住宅局建築指導課

(指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関)

西田、畑中 TEL : 03-5253-8933

(指定認定機関)

高木、矢吹 TEL : 03-5253-8513

(指定性能評価機関)

岡野、狩野 TEL : 03-5253-8513

各地方整備局建政部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

新型コロナウイルス感染症の予防に配慮した建築確認検査業務等の実施について

平素より建築行政の推進にご尽力を賜り、誠にありがとうございます。

日本国内における新型コロナウイルス感染症のさらなる拡大が懸念されていることを受け、感染予防のため、当分の間、建築確認検査業務及び構造計算適合性判定業務の実施にあたっては、下記の点に留意されるよう、貴地方整備局長指定の指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関に対して周知いただきますようお願いいたします。

なお、国土交通大臣指定又は都道府県知事指定の指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関に対しても、この旨周知していることを申し添えます。

#### 記

1. 建築確認検査業務及び構造計算適合性判定業務の実施にあたっては、電子申請又は郵送による申請の受付、電話等による情報の確認等を最大限活用するとともに、業務の効率的な実施、業務時における換気や咳エチケットの徹底を行う等、感染予防に最大限配慮すること。

なお、職員がテレワークを行う際には、関係書類の持出・保管について、各機関の定める各種規程に従い適切に行うとともに、私用メールを利用しないなど、情報管理には十分留意すること。

2. 相当数の職員の出勤が困難となったことにより、業務規程に定める緊急を要する場合として休業せざるを得なくなった場合には、各機関のホームページ等でその旨を周知するとともに、国土交通省担当宛てにメール等で報告すること。また、この際、申請者等からの電話等による問い合わせに適切に対応できる体制を整えること。なお、業務規程において緊急時の際の業務時間・休日の取扱いを定めていない場合

にあっても、同様の対応を取ることやむを得ないものとして取り扱うが、なるべく速やかに業務規程の変更申請を行うこと。

以上

**【問合せ先】**

国土交通省住宅局建築指導課 西田、畑中

TEL : 03-5253-8933